省令

○国土交通省令第八十七号

港則法（昭和二十三年法律第百七十四号）第三十三条並びに第三十八条第一項及び第五項の規定に基づき、港則法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年十二月三日

国土交通大臣　石井　啓一

港則法施行規則の一部を改正する省令

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第三（第二十条関係）

港の名称	区域	船舶の長さ
（略）		
函館	第一区	五十メートル
	第二区	百五十メートル
	第三区	二十五メートル
（略）		

別表第四（第二十条の二関係）

港の名称	水路	信号所の位置	信号の方法		信号の意味
			昼間	夜間	
（略）					
京浜	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	東京西航路	羽田船舶信号所（北緯三十五度三十二分三十秒東経百三十九度四十九分三十一秒）大井信号所（北緯三十五度三十四分四十九秒東経百三十九度四十七分十秒）	毎二秒に白色光一閃（せん）		入航船は、入航することができること。 長さ百メートル以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航することができること。 長さ百メートル未満の出航船は、出航することができること。

改正前

別表第三（第二十条関係）

港の名称	区域	船舶の長さ
（略）		
函館	第一区	五十メートル
	第二区	百五十メートル
	第三区	二十五メートル
小樽	第三区	二十五メートル
（略）		

別表第四（第二十条の二関係）

港の名称	水路	信号所の位置	信号の方法		信号の意味
			昼間	夜間	
（略）					
京浜	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
	東京西航路	羽田船舶信号所（北緯三十五度三十二分三十秒東経百三十九度四十九分三十一秒）	毎二秒に白色光一閃（せん）		入航船は、入航することができること。 長さ百メートル以上の出航船は、運航を停止して待たなければならないこと。 ただし、港長の指示を受けた船舶は、出航することができること。 長さ百メートル未満の出航船は、出航することができること。